

平成 29 年度第 2 回鹿児島県障害者差別解消支援協議会 議事概要

1 開催日時

平成 30 年 3 月 22 日（木）午後 3 時 15 分～

2 場所

市町村自治会館 4 階 4 0 3 号室

3 出席者

- ・委員 22 名中 18 名
- ・事務局 障害福祉課長，障害福祉課長補佐ほか

4 議事録

(1) 開会

大久保委員，鮫島委員，久保委員，上田橋委員を除く 18 名（2 名代理）が出席し，定数 22 名の半数以上が出席

(2) 協議事項

【事務局】

（資料 1『条例施行後 3 年を目処とした見直しについて』（県政モニターアンケートの結果や今後の取組の方向性）について説明）

【委員】

1 ページに，「財政上の措置」について書いてあるが，県の平成 30 年度の予算の規模と内訳の概略を教えてください。

【事務局】

障害者施策については，関係各課において実施しており，関係予算の集計等は行っていない。障害者差別の解消に直接関係する施策としては，本県では県庁の障害福祉課と大隅地域振興局，大島支庁にそれぞれ相談窓口を設けており，非常勤職員の設置による啓発活動や相談対応を行っているが，それらに要する経費と当協議会に関する経費については，合わせて毎年 1 千万円弱くらいの予算を計上している。

【会長】

障害者差別の解消に向けては，相談活動の充実も非常に重要であるが，障害

者計画にどのように位置付けられているか。

【事務局】

12ページの「①障害を理由とする差別の解消の推進」において、「障害者くらし安心相談員」に関して記載しているところ。また、13ページの「(4)生活支援 ①相談支援体制の構築」においても、「地域の相談支援の中核的機能を担う『基幹相談支援センター』について各市町村において設置に向けた取組が進むよう助言等を実施する」旨、記載しているところ。

【委員】

8ページに、重点的に取り組む施策として「離島における対策」があげられており、10ページに「障害福祉サービスの適切な利用」について、14ページには文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動、その他スポーツに関する記載がある。小規模な離島に在住する障害者については、障害福祉サービスの利用や障害者スポーツ等への参加が困難な状況にあると思うが、今後の離島に対する対策について、どのように考えているか。

【事務局】

御指摘のとおり、離島において、障害福祉サービスの不足や障害者スポーツ等へ参加しづらい現状があると認識している。

今後必要とされる取組としては、離島や小規模な地域において「障害者だけで」という話になると、障害者の数も少ない中でなかなか難しいところもある。

地域共生社会の考え方を踏まえ、例えば高齢分野や生活困窮の分野との連携、もしくはもっと枠を広げて、地域住民の普段の生活や活動、いろいろな場の中で障害のある人も一緒に参加できるような取組などについても合わせて進めていく必要があるのではないかと考えている。

【委員】

よろしくお願ひしたい。それともう一点、1ページの「普及啓発」において、「社会モデルの考え方が広まるような啓発活動を進めていただきたい」という意見も出ているが、鳥取県の「あいサポート運動」について御紹介したい。「あいサポート運動」は、平成21年頃から、鳥取県が独自に取り組んだ運動であるが、障害への理解を広める取組とともに、県民・国民全員に障害者と共に生きるサポーターになっていただく取組を進めている。具体的には、「障害について理解する、ちょっとした手助けや配慮をする、いつでも相談ができる、そういう環境を作る。」というような運動である。鹿児島県としてこのような運動ができるようになれば、いい方向に進むのではないかと思う。

【委員】

11ページに、防災対策、避難行動の記載があるが、避難活動について、熊本地震の際も様々な問題が発生しており、福祉避難所についてもまだ課題がある。鹿児島市については、熊本地震を教訓に対策を進めているが、市町村によっては、福祉避難所を設けていない市町村もあるように聞いている。実際に防災対策、避難行動の支援等を実施するのは市町村であり、県として、市町村の取組状況の進捗状況の確認を含め、必要な指導を進めていただきたい。

また、既に整備されている福祉避難所についても、実際は受入体制が整っていないところもあり、本当に福祉避難所としての機能を果たせるのか疑問である。実際に災害が起きてからは遅いので、その前にしっかりとした体制を進めていく必要がある。

【事務局】

平成29年4月1日現在で、避難所支援関係で避難行動要支援者名簿に掲載する範囲を含めた全体計画は全43市町村で策定済みとなっており、避難行動要支援者名簿についても全市町村策定済みとなっている。

また、個別の避難計画をそれぞれの要支援者毎に作るようになっているが、策定済みは38市町村となっており、これについても県からその策定について市町村に取組を促しているところ。

福祉避難所については、熊本地震等を通じて設置の必要性について認識が共有されており、早期の対応を市町村にはお願いしているところであるが、対応が若干遅れている市町村もある。今後、福祉避難所の未設置市町村や、個別計画の未策定市町村に対し、その必要性をきちんと理解できるように説明し、設置・策定についてお願いすることになっている。

ただ、福祉避難所については、既存の施設を有効活用する形で設置を進めているところであり、福祉避難所については、障害者の特性等を考慮しながら、ある程度バリアフリー化された施設を福祉避難所として設置しているようではあるが、バリアフリー化がなされていない等の課題もあると聞いている。福祉避難所のバリアフリー化を進める取組、例えば段差のある部分に仮設のスロープを造る等の取組についても、市町村において取組が進むよう促していきたい。

【事務局】

今、委員から御指摘いただいた件については、重要な点だと考えている。避難所運営は基本的には御指摘のように市町村が取り組むこととなるが、今年度、県として「避難所管理運営マニュアルモデル」を全面的に見直したところ。

従前のマニュアルは、災害発生後の避難所の設置方法等からの記載となっていたが、今回の見直しにより、災害が発生する前に、日常どういふことを考え

ないといけないかというところから記載したものとなっている。これを全市町村にお示しして、まだマニュアルができていないところは作っていただき、既に作っている市町村に対しても、この新しいマニュアルモデルを基に見直すよう要請しているところである。引き続き働きかけていきたい。

福祉避難所の設置に向けた取組についてもまだ道途上である。今年度においては、市町村の首長方に直接、副知事から連絡を差し上げたりして、促進を図ってきたというところであるが、御指摘のとおりさらに取組を進めていく必要がある。市町村もマンパワーの確保を含め、どのような体制であればいいのかということ、福祉事業所等との連携も含めて検討しなければいけない。

市町村によっても取組に温度差がある一方で、急がないと災害がいつ来るかわからないということもあるので、管理運営マニュアルの策定と福祉避難所の設置などについて、引き続き働きかけてまいりたい。

【委員】

かごしま障害フォーラムから提出した要望書において、「災害時の財政上の措置について記載するとともに、災害時における差別の禁止について盛り込んでほしい」という要望を出している。事務局からの説明の中で、「現時点では文言等を含め、条文の改正の必要はないものと考えている」ということであるが、災害時において、障害のある人たちが困らないように管理運営マニュアルの作成や福祉避難所の設置等が進められるよう、条例で謳っていただきたいという思いがある。

また、インクルーシブ教育に関するものとして、条文の文言を「障害児と障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられるように配慮し、本人・保護者の意見を最大限尊重して就学先を決定する」と変更してほしいということを要望書で盛り込んでいる。現行の「意見を聴取せずに就学させるべき学校を決定してはならない」という規定ぶりに加え、ただ意見を聞くだけでなく、教育が受けられるように配慮しないということを禁止するように文言を加えてほしい。そうすることで、学校側の受入体制として、例えば各学校のエレベーターや階段へのスロープの設置が進むことで、学校は避難所としても活用されるため、避難所のバリアフリー化も合わせて進むこととなる。インクルーシブ教育が広めていくことが、インクルーシブ社会を形成につながり、障害者への理解も子どものときから深まることになるので、あえてキャンペーンやイベントの実施等の啓発活動に力を入れる必要もなくなってくる。そのため、インクルーシブ教育に関する文言の修正や、災害時の対応の規定を盛り込んでほしいと思っている。今回、条例の改正は必要ないとされた経緯についてお伺いしたい。

【事務局】

まず、財政上の措置についてであるが、条例第7条において、「財政上の措置」について総括的な規定を設けているところ。県では障害者差別解消施策を実施するのに必要な財政措置を講ずることは当然のことで、災害時・緊急時を含めて包括的に必要な財政措置を講ずることを規定しているので、改正は必要ないのではないかと考えている。

次に、条例に「災害時における障害を理由とする不利益取扱いの禁止」を追加することについては、第9条から第16条において分野別に障害を理由とする差別の禁止について規定をしておき、これについても、第8条において包括的な規定を付けてあり、災害等の非常時を含めたあらゆる場面での障害を理由とする差別の禁止を示している。よって、お話のあった管理運営マニュアルなどについては条例の規定というよりは、各般の施策の中で適切に対応していくべきものという考え方であり、こちらも条例に入れ込む必要はないのではないかと考えている。

また、インクルーシブ教育に関する第13条の文言修正について、これは所管が教育委員会になるが、第13条の規定は障害者基本法第16条、教育基本法第4条、文部科学省通知等を踏まえて定めている。保護者等からの意見聴取については時間的余裕をもって行い、保護者等からの意見について可能な限りその意向を尊重しなければならないとは考えているということである。先ほど説明した県障害者計画においても、障害のある幼児児童生徒の就学相談、就学先決定にあたっては、本人・保護者等に対しては十分情報提供をしつつ、教育的ニーズと必要な支援について合意形成するよう努めることとしており、こちらについても特に教育基本法等の改正等もないため、今のところ文言の修正は必要ないと考えている。ただ、先ほども申し上げたとおり、平成28年4月から施行されている差別解消法も同様に、附則第2項で「3年を目処に見直しをする」という形で規定しており、おそらく来年度、国が見直しをすることになるかと思うので、その見直し状況等も踏まえ、県条例についてもまた来年も引き続き検討を加えていきたいと思っているので、御理解いただきたい。

【委員】

条例見直しの要請に対する回答としては、「見直さなくてもこういうふうに見えるしてほしいといった内容は全て包括される。その中に延長する形で解釈しても、その中身はこの中に吸収されているのではないかと考えている。」ということであり、現行条例において今回の要請に関する内容を含んで解釈していただければありがたい。

障害フォーラムで議論した際、いちばん危機感を感じているのは災害時のことであり、熊本県の人たちが災害のときにどういう状態にあったかという、身

体、手をつなぐ育成会、精神と別々にそれぞれの苦労があったと聞いているが、熊本の場合は地震のみであった。鹿児島県においては、火山活動に加え、地震が発生すると同時に津波の恐れもあるので、志布志の人たちは南トラフの地震があったときにあの辺にいたらどうなるのかと本当に危機感を感じている。特に海岸地帯のゼロ抜地帯もたくさんあって住民がたくさん住んでいるが、地震に加え津波が来たらどうなるのかという二重の予想をしなければいけないという立場にあるので、障害フォーラムの人たちも本当に真剣に考えた上で今回の要望書の提出を行ったところ。今の回答で「そのことについて決してないがしろにしているわけではなく、取り上げてこういうふうに配慮するつもりだ。そして、差別解消法が見直されるとそれに基づき見直すこともありうる。」ということなので、ありがたい。

【委員】

6ページの表について、法や条例の認知状況の違いによる回答傾向の比較を行っているが、例えば問7の2について、「配慮を行うことを求められた場合、あなたはどうしますか」という問に対し、不認知の方については「可能な範囲の負担であれば配慮を行う」と回答した人が73.1%となっており、条例等を認知している人との回答傾向が大きく異なっている。合理的配慮について、「可能な範囲の負担であれば配慮を行う」ということであり、悪い結果とはなっていないが、回答傾向が大きく異なることについてどう考えるか。

【事務局】

御指摘のとおり、条例や法律を知らなくても合理的な配慮ということで、「過重な負担がない場合には配慮を行う」という結果となっており、一般的な共通観念として助け合いの精神というところである程度は理解が広がっているとは感じている。ただし、やはり法や条例を御理解いただいている人の方がより共生社会の実現に向けて、「障害がある人となない人という区分ではなく、一人一人ができることをお互いに配慮しましょう」という考えへの理解があり、それがこのような結果につながっているのではないかと考えている。

今回の結果を見ても、障害者差別に関する理解というところが、さらなるお互いの配慮につながっていると感じたところであり、今後、障害者差別解消法と県条例についての周知を関係者が連携して進めていくことで、より鹿児島が障害のある方々に対しても配慮がある社会となり、障害のある人にとっても暮らしやすい社会になっていくと考えており、今後とも法や条例の普及啓発を進めていきたい。

【委員】

今、お答え頂いたとおり、問7の2の回答傾向というか、法や条例を知らなくても「可能な範囲の負担であれば、配慮を行う」という回答がこれだけ多く占めているのは非常にいいことだと思うので、この辺を「普及啓発」、「県民の理解促進」の出発点として、さらなる取組を進めていただきたい。

【会長】

今回、かごしま障害フォーラムから提出されている要望書等の趣旨についてはきちんと踏まえていただき、これからの県の施策に反映させていただきたい。県の財政全体の問題もあると思うが、障害者差別解消に向けた財政的な支援については、担当部署で是非頑張って予算を獲得していただきたい。

【会長】

それでは、協議を終了する。

【事務局】

以上をもって、平成29年度第2回鹿児島県障害者差別解消支援協議会を閉会する。